

富山県カーボンニュートラル戦略

[別冊 1]

**地域脱炭素化促進事業の対象となる区域
(促進区域) の設定に関する富山県基準**

令和 5 年 3 月



< 目 次 >

1	県基準策定の目的	1
2	県基準の考え方	1
(1)	地域脱炭素化促進事業制度	1
(2)	県基準設定の基本的考え方	1
(3)	県基準に定める項目とその考え方	2
3	対象となる地域脱炭素化促進施設の種類	3
4	対象となる規模	3
5	地域脱炭素化促進施設に係る富山県基準	4
(1)	促進区域に含めることが適切でない区域	4
(2)	促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域	6
(3)	配慮が必要な事項、収集すべき情報及びその収集の方法	8
6	富山県基準の見直し	16
参考資料（富山県基準の概要）		
1	太陽光発電施設、風力発電施設、バイオマス発電施設	17
2	中小水力発電施設	18

1 県基準策定の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)では、都道府県、指定都市及び中核市については、当該区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を推進するための計画（地方公共団体実行計画(区域施策編)）を策定することが義務付けられている。

令和4年4月に施行された改正法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれた。

県では、改正法の趣旨を踏まえ、円滑な合意形成を図りながら適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、本県の自然的・社会的条件に応じた促進区域の設定に関する県の基準(以下「県基準」という。)を定めるものである。

2 県基準の考え方

(1) 地域脱炭素化促進事業制度

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、2050年カーボンニュートラルを目指し、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものである。

本制度には次のメリットがある。

- ① 促進区域は協議会等を活用しステークホルダー(関係者・関係機関)で議論を行いながら設定することとなり、促進区域の設定を通じ、再エネ事業に関する円滑な地域の合意形成が促される。
- ② 地域脱炭素化促進事業計画の認定要件として地域の環境保全のための取組みを定めることができるため、当該取組みにおいて、地域脱炭素化促進施設の事業位置・規模や発電施設の配置・構造、環境保全措置等の要件を定めることができ、市町村にとって適正な環境配慮を確保することが可能となる。
- ③ 事業者にとって、あらかじめ市町村において地域の合意形成を図りつつ促進区域が設定されることにより、必要な課題の見える化がなされ、事業の予見可能性が高まる。
- ④ 促進区域で実施される地域脱炭素化促進事業に係る各種法令手続きのワンストップ化の特例、国の支援策での優遇等により、事業者の参入が促進される。

(2) 県基準設定の基本的考え方

県基準は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る基準（法施行規則第5条の4）に即して、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとされている。

そこで、県基準を設定するにあたって基本的考え方は、次のとおりとする。

- ① 富山県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの推進であること
- ② 自然環境、生活環境のほか、防災や土地利用などの関係法令、条例の規制に対応した再生可能エネルギーの推進であること
- ③ 地域の自然的社会的条件に応じて、森林の保全のほか、景観や歴史、文化に配慮し、地域との共生に資する再生可能エネルギーの推進であること
- ④ 自然的社会的条件は地域により様々な考え方があることから、促進区域を設定する市町村の自主性・裁量を發揮できるよう、促進区域設定にあたっての制約は必要最小限とすること

(3) 県基準に定める項目とその考え方

富山県は中部山岳国立公園等の自然公園を初めとする優れた自然環境を有している。他方、再エネ施設の普及に当たっては、防災面への配慮も求められるところである。これらの点も踏まえ、法施行規則第5条の4第2項に基づき、県基準として次の項目を施設の種類ごとに定めることとし、その考え方は次のとおりとする。

① 促進区域に含めることが適切でない区域

地域脱炭素化促進施設の設置による自然生態系への影響を抑制するとともに、防災面への配慮の観点から、自然環境・生態系の保全及び防災に関する関係法令・条例で指定されている区域を「促進区域に含めることが適切でない区域」とする。これらの区域では、市町村は促進区域を設定することができない。

② 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

①の「促進区域に定めることが適切でない区域」として除外するものではないが、市町村が促進区域を設定するに当たり、自然環境・生態系保全及び防災を目的として関係法令・条例で指定されている区域を、「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」とする。市町村は、地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により関係法令・条例の区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項（地域の環境の保全のための取組）として当該支障を回避するために必要な措置を定めることとする。

③ 促進区域の設定に当たり配慮が必要な事項、収集すべき情報及びその収集の方法

環境の良好な状態の保持、人と自然との触れ合いの確保などの観点で、「環境配慮事項」、「収集すべき情報」及び「収集方法」を定めるとともに、促進区域で行われる事業については、「適正な配慮のための考え方」を定め、これに基づき必要な措置を講じることとする。

なお、環境保全に配慮しつつ、最大限の再生可能エネルギーの導入促進を図ることは、2050年カーボンニュートラルの実現のみならず、地域経済の活性化など地域を豊

かにすることも考えられる。そのため、市町村において促進区域を設定するにあたっては、県が関係行政機関の一つとして協議会組織に参画し、市町村、地域住民、有識者等とともに環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、市町村がこれらの情報をもとに地域への便益も踏まえて総合的に評価した上で円滑な合意形成を図ることができるよう、市町村による促進区域の設定を支援していく。

3 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類

本基準の対象となる地域脱炭素化促進化施設は、環境配慮事項を定めることとされる施設（法施行規則第5条の5第1項）のうち、次の施設とする。

- I 太陽光発電施設
- II 風力発電施設
- III 中小水力発電施設
- IV バイオマス発電施設

なお、地熱発電施設については、開発可能性調査の結果から熱源の確保等の面で課題が多く、今後の研究段階であることから、情報収集に努め、引き続き基準の設定の必要性について検討していく。

また、再生可能エネルギー熱供給施設については、現時点では県基準を策定せず、今後、必要に応じて検討していく。

4 対象となる規模

電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第38条に定める事業用電気工作物を対象とする。

I 太陽光発電施設

出力50kW以上の施設を対象とする。（ただし、建物の屋根上に設置するものを除く。）

II 風力発電施設

出力20kW以上の施設を対象とする。

洋上風力発電施設は除く。

III 中小水力発電施設

出力20kW以上の施設を対象とする。

IV バイオマス発電施設

出力10kW以上の施設を対象とする。

なお、IからIVに定める規模未満の施設については、県基準の適用は受けないが、環境省令で定める基準（法施行規則第5条の2）が適用される。

5 地域脱炭素化促進施設に係る富山県基準

(1) 促進区域に含めることができない区域

次の表に掲げる区域については、促進区域に含めないこと。

[I 太陽光発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・原生自然環境保全地域※	・自然環境保全法
	・自然環境保全地域※	
	・自然環境保全地域	・富山県自然環境保全条例
	・国立/国定公園の特別保護地区※、海域公園地区※、第1種特別地域※、第2種特別地域	・自然公園法
生態系	・県立自然公園の第1種特別地域、第2種特別地域	・富山県立自然公園条例
	・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	・鳥獣保護管理法
	・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	
防災	・生息地等保護区のうち管理地区※	・種の保存法
	・砂防指定地	・砂防法
	・地すべり防止区域	・地すべり防止法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地崩壊防止法
	・河川区域	・河川法

※ 国の基準(法施行規則第5条の2第1項第1号)で促進区域を設定することができない区域として定められているもの(以下(1)において同じ。)

[II 風力発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・原生自然環境保全地域※	・自然環境保全法
	・自然環境保全地域※	
	・自然環境保全地域	・富山県自然環境保全条例
	・国立/国定公園の特別保護地区※、海域公園地区※、第1種特別地域※、第2種特別地域	・自然公園法
生態系	・県立自然公園の第1種特別地域、第2種特別地域	・富山県立自然公園条例
	・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	・鳥獣保護管理法
	・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	
防災	・生息地等保護区のうち管理地区※	・種の保存法
	・砂防指定地	・砂防法
	・地すべり防止区域	・地すべり防止法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地崩壊防止法
	・河川区域	・河川法

[Ⅲ 中小水力発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・原生自然環境保全地域※	・自然環境保全法
	・自然環境保全地域※	
	・自然環境保全地域	・富山県自然環境保全条例
	・国立/国定公園の特別保護地区※、海域公園地区※、第1種特別地域※	・自然公園法
生態系	・県立自然公園の第1種特別地域	・富山県立自然公園条例
	・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	・鳥獣保護管理法
	・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	
防災	・生息地等保護区のうち管理地区※	・種の保存法
	・地すべり防止区域	・地すべり防止法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地崩壊防止法

[Ⅳ バイオマス発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・原生自然環境保全地域※	・自然環境保全法
	・自然環境保全地域※	
	・自然環境保全地域	・富山県自然環境保全条例
	・国立/国定公園の特別保護地区※、海域公園地区※、第1種特別地域※、第2種特別地域	・自然公園法
生態系	・県立自然公園の第1種特別地域、第2種特別地域	・富山県立自然公園条例
	・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	・鳥獣保護管理法
	・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	
防災	・生息地等保護区のうち管理地区※	・種の保存法
	・砂防指定地	・砂防法
	・地すべり防止区域	・地すべり防止法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地崩壊防止法
	・河川区域	・河川法

(2) 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

次の表に掲げる区域において促進区域を設定するに当たっては、地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により関係法令・条例の区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に地域の環境の保全のための取組として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。

[I 太陽光発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・国立/国定公園の第3種特別地域※◆、普通地域※	・自然公園法
	・県立自然公園の第3種特別地域	・富山県立自然公園条例
生態系	・生息地等保護区のうち監視地区※	・種の保存法
防災	・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法
	・特定農業用ため池	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律
森林	・保安林※	・森林法

※国の基準（法施行規則第5条の2第1項第2号）で促進区域の設定に当たり、区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討することとされているもの（以下(2)において同じ）

◆本県の国立公園における第3種特別地域は、標高の高い急峻な山岳地が多いため、特に留意が必要（以下(2)のII 風力発電施設、IV バイオマス発電施設において同じ）

[II 風力発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・国立/国定公園の第3種特別地域※◆、普通地域※	・自然公園法
	・県立自然公園の第3種特別地域	・富山県立自然公園条例
生態系	・生息地等保護区のうち監視地区※	・種の保存法
防災	・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法
森林	・保安林※	・森林法

[Ⅲ 中小水力発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・国立/国定公園の第2種特別地域※、第3種特別地域※、普通地域※	・自然公園法
	・県立自然公園の第2種特別地域、第3種特別地域	・富山県立自然公園条例
生態系	・生息地等保護区のうち監視地区※	・種の保存法
防災	・砂防指定地※	・砂防法
	・河川区域	・河川法
	・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法
森林	・保安林※	・森林法

[Ⅳ バイオマス発電施設]

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
自然環境	・国立/国定公園の第3種特別地域※◆、普通地域※	・自然公園法
	・県立自然公園の第3種特別地域	・富山県立自然公園条例
生態系	・生息地等保護区のうち監視地区※	・種の保存法
防災	・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法
森林	・保安林※	・森林法

(3) 配慮が必要な事項、収集すべき情報及びその収集の方法

促進区域の設定に当たっては、次の「環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業については、「適正な配慮のための考え方」に基づき必要な措置を講じること。

[I 太陽光発電施設]

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
ア 騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の分布の状況 住宅の分布状況 騒音に係る環境基準 騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認 環境アセスメントデータベース（EADAS） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保するとともに、騒音の距離減衰式を用いて騒音レベルを予測すること。 必要に応じてパワーコンディショナの周囲に囲いを設ける、敷地境界に壁を設ける等の防音対策を講じること。
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全			
ア 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区 注目すべき動物の生息状況 地域の定めのない国県指定天然記念物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> 富山県鳥獣保護区等位置図 環境省レッドリスト・レッドデータブック レッドデータブックとやま EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> （促進区域に鳥獣保護区を含む場合）種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 文献等を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。 （促進区域に国県指定天然記念物の生息地域を含む場合）国県指定天然記念物への影響をできる限り小さくした事業計画にすること。
イ 植物の重要な種および重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 注目すべき植物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト・レッドデータブック レッドデータブックとやま EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> （促進区域に植生自然度の高い区域を含む場合）種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 文献等を参考に、希少な植物種や重要群落が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。
ウ 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園・国定公園・県立自然公園の該当の有無 重要里地里山、重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> 富山県 GIS サイト 環境省が示す情報を確認（重要里地里山等） EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系への影響を避けるため、必要な措置を講じること。

③人と自然との豊かな触れ合いの確保			
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産 ・風致地区 ・国宝・重要文化財の建造物 ・重要伝統的建造物群保存地区 ・国県指定史跡名勝天然記念物 ・景観づくり重点地域 ・県が指定する眺望点（とやまビューポイント）の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県担当課が示す情報を確認 ・県景観担当課が示す情報を確認（景観づくり重点地域） ・とやまビューポイントサイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う場合は、景観との調和に配慮した施設とするなど、必要な措置を講じること。 ・特に、世界文化遺産や国宝の建造物の周辺地域においては、歴史的文化的な景観に対する影響を極力回避・低減した事業計画とし、必要な措置を講じること。
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、登山道、遊歩道、展望台等の活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村観光担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に人と自然との触れ合いの活動の場を含む場合）活動の場の利用への影響を極力回避・低減するように、必要な措置を講じること。
④その他特に考慮が必要と判断する事項			
ア 富山県水源地域保全条例関係	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県水源条例担当課が示す情報を確認（水源地域保全条例サイト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に水源地域を含む場合）水源地域の森林、取水地点、湧水地等の保全について十分に配慮すること。
イ 土壤汚染対策法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・要措置区域及び形質変更時要届出区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市土壤汚染担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、土壤汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。
ウ ダイオキシン類対策特別措置法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類土壤汚染対策地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域にダイオキシン類土壤汚染対策地域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、ダイオキシン類土壤汚染対策計画の内容に整合するものであること。
エ 廃棄物処理法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場跡地の指定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市廃棄物担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に最終処分場跡地の指定区域を含む場合）廃棄物処理法で定める基準に適合するように、必要な措置を講じること。
オ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・特定農業用ため池 	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（特定農業用ため池に太陽光発電施設を設置する場合）ため池の保全に影響を及ぼす恐れのある行為を行う場合は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、必要な措置を講じること。

[II 風力発電施設]

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
ア 騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の状況 住宅の分布状況 騒音に係る環境基準 騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認 環境アセスメントデータベース（EADAS） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 風力発電機等の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保するとともに、騒音の距離減衰式を用いて騒音レベルを予測し、必要な措置を講じること。
イ 重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 富山県自然環境指針において保全を要する地形及び地質 	<ul style="list-style-type: none"> 県自然担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に厳正に保全を要する地形及び地質又は保全を要する地形及び地質を含む場合)当該地形の改変を避けた事業計画とすること、又は改変面積を小さくするほか改変による影響を避けるため保全措置を講じること。
ウ 土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> 重ねるハザードマップサイト（国土地理院） 富山県 GIS サイト 県土木センターが示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合、砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域が周囲に存在する場合)土砂災害による影響を避けるため、必要な措置を講じること。
エ 風車の影による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の状況 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認 EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 風車の影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全			
ア 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区 注目すべき動物の生息状況 地域の定めのない国県指定天然記念物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> 富山県鳥獣保護区等位置図 環境省レッドリスト・レッドデータブック レッドデータブックとやま EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に鳥獣保護区を含む場合)種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 文献等を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。 (促進区域に国県指定天然記念物の生息地域を含む場合)国県指定天然記念物への影響をできる限り小さくした事業計画にすること。
イ 植物の重要な種および重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 注目すべき植物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト・レッドデータブック レッドデータブックとやま EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に植生自然度の高い区域を含む場合)種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 文献等を参考に、希少な植物種や重要な群落が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。
ウ 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園・国定公園・県立自然公園の該当の有無 重要里地里山、重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> 富山県 GIS サイト 環境省が示す情報を確認（重要里地里山等） EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系への影響を避けるため、必要な措置を講じること。

③人と自然との豊かな触れ合いの確保			
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産 ・風致地区 ・国宝・重要文化財の建造物 ・重要伝統的建造物群保存地区 ・国県指定史跡名勝天然記念物 ・景観づくり重点地域 ・県が指定する眺望点（とやまビューポイント）の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県担当課が示す情報を確認 ・県景観担当課が示す情報を確認（景観づくり重点地域） ・とやまビューポイントサイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う場合は、景観との調和に配慮した施設とするなど、必要な措置を講じること。 ・特に、世界文化遺産や国宝の建造物の周辺地域においては、歴史的文化的な景観に対する影響を極力回避・低減した事業計画とし、必要な措置を講じること。
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、登山道、遊歩道、展望台等の活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村観光担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に人と自然との触れ合いの活動の場を含む場合）活動の場の利用への影響を極力回避・低減するように、必要な措置を講じること。
④その他特に考慮が必要と判断する事項			
ア 富山県水源地域保全条例関係	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県水源条例担当課が示す情報を確認（水源地域保全条例サイト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に水源地域を含む場合）水源地域の森林、取水地点、湧水地等の保全について十分に配慮すること。
イ 土壤汚染対策法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・要措置区域及び形質変更時要届出区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市土壤汚染担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、土壤汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。
ウ ダイオキシン類対策特別措置法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類土壤汚染対策地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域にダイオキシン類土壤汚染対策地域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、ダイオキシン類土壤汚染対策計画の内容に整合すること。
エ 廃棄物処理法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場跡地の指定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市廃棄物担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に最終処分場跡地の指定区域を含む場合）廃棄物処理法で定める基準に適合するように、必要な措置を講じること。

[Ⅲ 中小水力発電施設]

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
ア 水の汚れによる影響 イ 富栄養化による影響 ウ 水の濁りによる影響 エ 溶存酸素量による影響 オ 水温による影響	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質、利用状況（取水施設等） 水質汚濁に係る環境基準 水質汚濁防止法、富山県公害防止条例に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者、県担当課が示す情報を確認 環境アセスメントデータベース（EADAS） 	<p>(施設の形態、規模、立地等から影響が想定される場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、水質等への影響を調査し、必要な措置を講じること。 地域の環境、水質汚濁に係る環境基準、水質汚濁防止法、富山県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。
カ 騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の状況 住宅の分布状況 騒音に係る環境基準 騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認 環境アセスメントデータベース（EADAS） 	<p>(施設の形態、規模、立地等から影響が想定される場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 水車発電機等の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保するとともに、騒音の距離減衰式を用いて騒音レベルを予測すること。 必要に応じて水車発電機等を建屋内に設置する、囲いを設ける等の防音対策を講じること。
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全			
ア 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区 注目すべき動物の生息状況 地域の定めのない国県指定天然記念物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> 富山県鳥獣保護区等位置図 環境省レッドリスト・レッドデータブック レッドデータブックとやま EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に鳥獣保護区を含む場合)種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 文献等を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。 (促進区域に国県指定天然記念物の生息地域を含む場合)国県指定天然記念物への影響をできる限り小さくした事業計画にすること。
イ 植物の重要な種および重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 注目すべき植物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト・レッドデータブック レッドデータブックとやま EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に植生自然度の高い区域を含む場合)種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 文献等を参考に、希少な植物種や重要な群落が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。
ウ 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園・国定公園・県立自然公園の該当の有無 重要里地里山、重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> 富山県GISサイト 環境省が示す情報を確認（重要里地里山等） EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系への影響を避けるため、必要な措置を講じること。

③人と自然との豊かな触れ合いの確保			
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産 ・風致地区 ・国宝・重要文化財の建造物 ・重要伝統的建造物群保存地区 ・国県指定史跡名勝天然記念物 ・景観づくり重点地域 ・県が指定する眺望点（とやまビューポイント）の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県担当課が示す情報を確認 ・県景観担当課が示す情報を確認（景観づくり重点地域） ・とやまビューポイントサイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う場合は、景観との調和に配慮した施設とするなど、必要な措置を講じること。 ・特に、世界文化遺産や国宝の建造物の周辺地域においては、歴史的文化的な景観に対する影響を極力回避・低減した事業計画とし、必要な措置を講じること。
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、登山道、遊歩道、展望台等の活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村観光担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に人と自然との触れ合いの活動の場を含む場合）活動の場の利用への影響を極力回避・低減するように、必要な措置を講じること。
④その他特に考慮が必要と判断する事項			
ア 富山県水源地域保全条例関係	・水源地域	<ul style="list-style-type: none"> ・県水源条例担当課が示す情報を確認（水源地域保全条例サイト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に水源地域を含む場合）水源地域の森林、取水地点、湧水地等の保全について十分に配慮すること。
イ 土壤汚染対策法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・要措置区域及び形質変更時要届出区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市土壤汚染担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、土壤汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。
ウ ダイオキシン類対策特別措置法関係	・ダイオキシン類土壤汚染対策地域	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域にダイオキシン類土壤汚染対策地域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、ダイオキシン類土壤汚染対策計画の内容に整合するものであること。
エ 廃棄物処理法関係	・最終処分場跡地の指定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市廃棄物担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に最終処分場跡地の指定区域を含む場合）廃棄物処理法で定める基準に適合するように、必要な措置を講じること。
オ 砂防法関係	・砂防指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に砂防指定地を含む場合）事業の実施による影響を調査し、必要な措置を講じること。
カ 河川法関係	・河川区域	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に河川区域を含む場合）事業の実施による影響を調査し、必要な措置を講じること。

[IV バイオマス発電施設]

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
ア 大気質への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に係る環境基準 ・大気汚染防止法、富山県公害防止条例に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境、大気汚染に係る環境基準、大気汚染防止法、富山県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・施設の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保すること。 ・施設の設置区域に応じた排出基準を十分に下回る排ガス処理施設等を設置するとともに、適切な維持管理体制を整備すること。
イ 騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院等）の状況 ・住宅の分布状況 ・騒音に係る環境基準 ・騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認 ・環境アセスメントデータベース（EADAS） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、富山県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・施設の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保するとともに、騒音の距離減衰式を用いて騒音レベルを予測し、必要な措置を講じること。
ウ 悪臭による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院等）の状況 ・住宅の分布状況 ・悪臭防止法に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認 ・EADAS 	<p>(悪臭が発生する恐れがあるものを取扱う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境、悪臭防止法に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・悪臭が発生する恐れがあるものは密閉性のある屋内や容器内に入れて取扱い、外気への拡散を防止する、腐敗しやすいものは性状が変化する前に使用し、必要以上の量を保管しない、発生した臭気を捕集して処理する脱臭設備を設けるなど保管、運搬等に伴う悪臭を防止するための対策を講じること。 ・気温や湿度、天候、風向等の影響で悪臭が発生、拡散するおそれがあると考えられる場合には、地域の生活環境の保全に支障が生ずることのないよう必要な措置を講じること。
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全			
ア 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区 ・注目すべき動物の生息状況 ・地域の定めのない国県指定天然記念物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県鳥獣保護区等位置図 ・環境省レッドリスト・レッドデータブック ・レッドデータブックとやま ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・(促進区域に鳥獣保護区を含む場合)種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 ・文献等を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。 ・(促進区域に国県指定天然記念物の生息地域を含む場合)国県指定天然記念物への影響をできる限り小さくした事業計画にすること。
イ 植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度の高い地域 ・注目すべき植物の生息状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブック ・レッドデータブックとやま ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・(促進区域に植生自然度の高い区域を含む場合)種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 ・文献等を参考に、希少な植物種や重要な群落が存在する場合は、専門家にも相談し、原則として事業区域に含めないこと、また種への影響を避けるため必要な措置を講じること。
ウ 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園・国定公園・県立自然公園の該当の有無 ・重要里地里山、重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県 GIS サイト ・環境省が示す情報を確認(重要里地里山等) ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系への影響を避けるため、必要な措置を講じること。

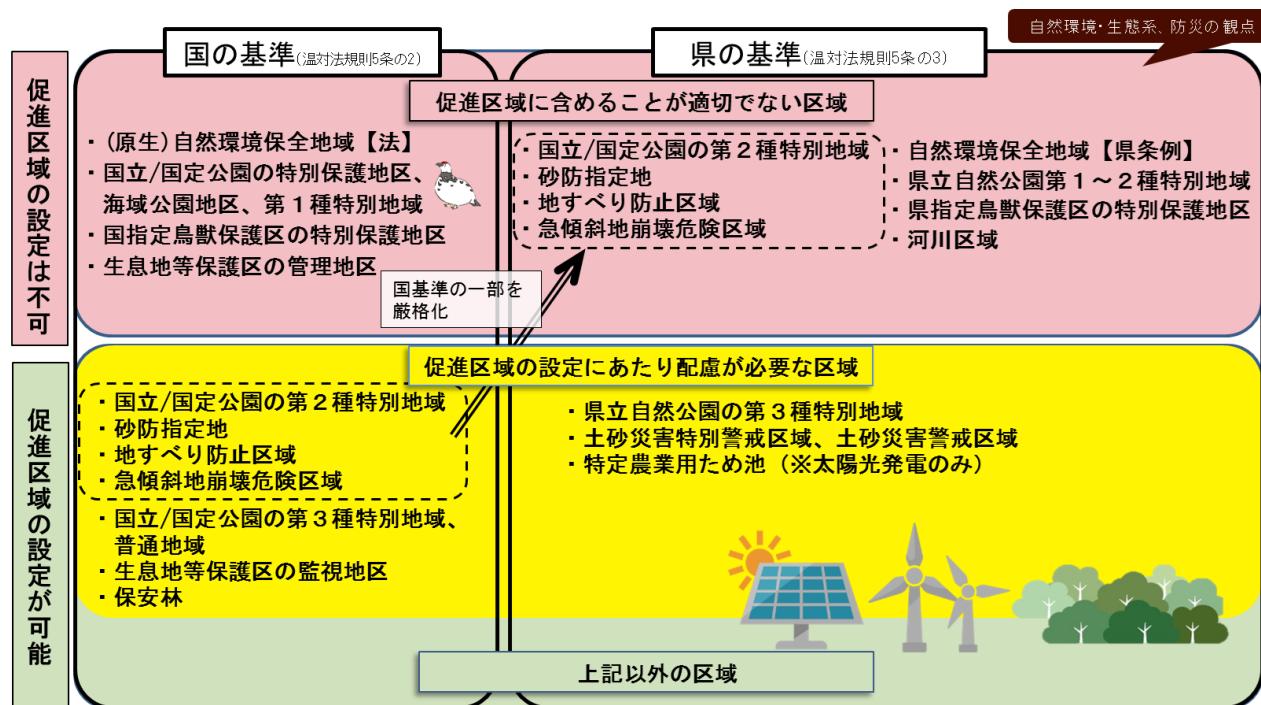
③人と自然との豊かな触れ合いの確保			
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産 ・風致地区 ・国宝・重要文化財の建造物 ・重要伝統的建造物群保存地区 ・国県指定史跡名勝天然記念物 ・景観づくり重点地域 ・県が指定する眺望点（とやまビューポイント）の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県担当課が示す情報を確認 ・県景観担当課が示す情報を確認（景観づくり重点地域） ・とやまビューポイントサイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う場合は、景観との調和に配慮した施設とするなど、必要な措置を講じること。 ・特に、世界文化遺産や国宝の建造物の周辺地域においては、歴史的文化的な景観に対する影響を極力回避・低減した事業計画とし、必要な措置を講じること。
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、登山道、遊歩道、展望台等の活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村観光担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に人と自然との触れ合いの活動の場を含む場合）活動の場の利用への影響を極力回避・低減するように、必要な措置を講じること。
④その他特に考慮が必要と判断する事項			
ア 富山県水源地域保全条例関係	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県水源条例担当課が示す情報を確認（水源地域保全条例サイト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に水源地域を含む場合）水源地域の森林、取水地点、湧水地等の保全について十分に配慮すること。
イ 土壤汚染対策法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・要措置区域及び形質変更時要届出区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市土壤汚染担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、土壤汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。
ウ ダイオキシン類対策特別措置法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類土壤汚染対策地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域にダイオキシン類土壤汚染対策地域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、ダイオキシン類土壤汚染対策計画の内容に整合するものであること。
エ 廃棄物処理法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場跡地の指定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山市廃棄物担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に最終処分場跡地の指定区域を含む場合）廃棄物処理法で定める基準に適合するように、必要な措置を講じること。
オ 富山県地下水の採取に関する条例関係	<ul style="list-style-type: none"> ・規制地域及び観察地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県担当課が示す情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・（地下水を利用する場合）地域の地下水位、地下水の採取状況、富山県地下水の採取に関する条例に基づく規制等の情報を収集し、必要な節水対策を実施するなど地域の地下水保全について適正に配慮すること。

6 富山県基準の見直し

富山県カーボンニュートラル戦略で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的・社会的条件の状況を勘案しつつ、県内における市町村による促進区域の設定状況を定期的に確認し、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとする。

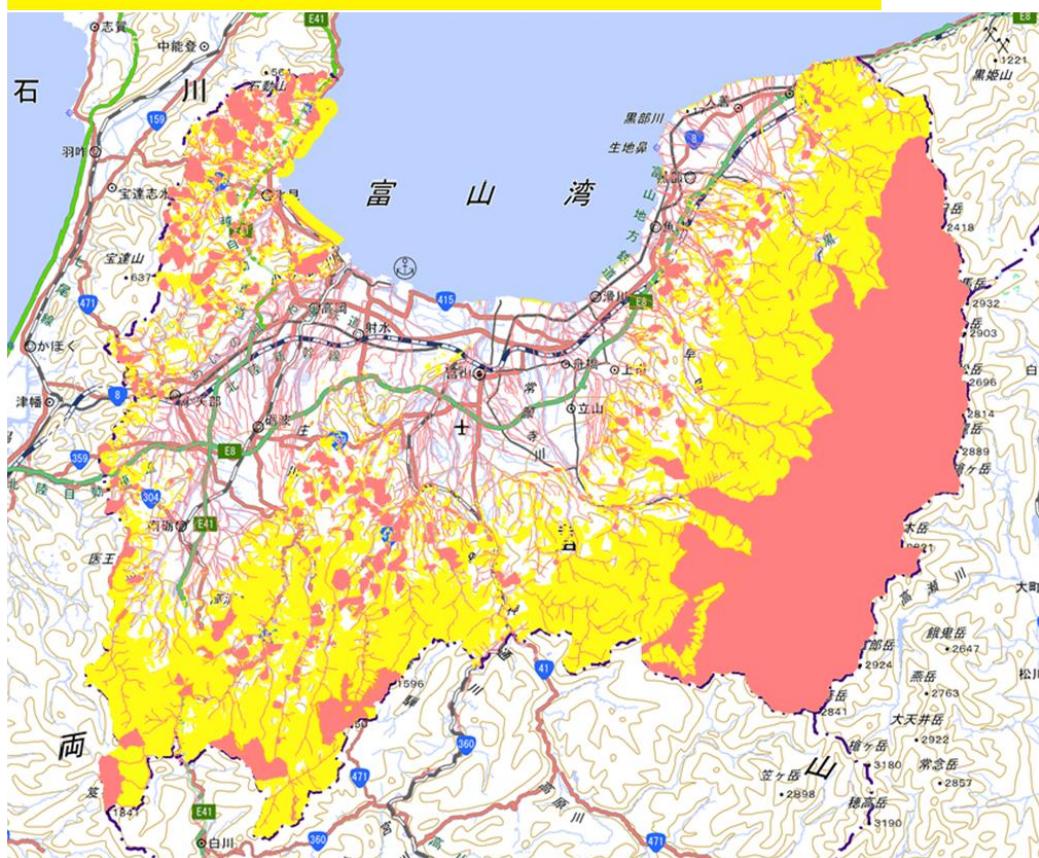
参考資料（富山県基準の概要）

1 太陽光発電施設、風力発電施設、バイオマス発電施設



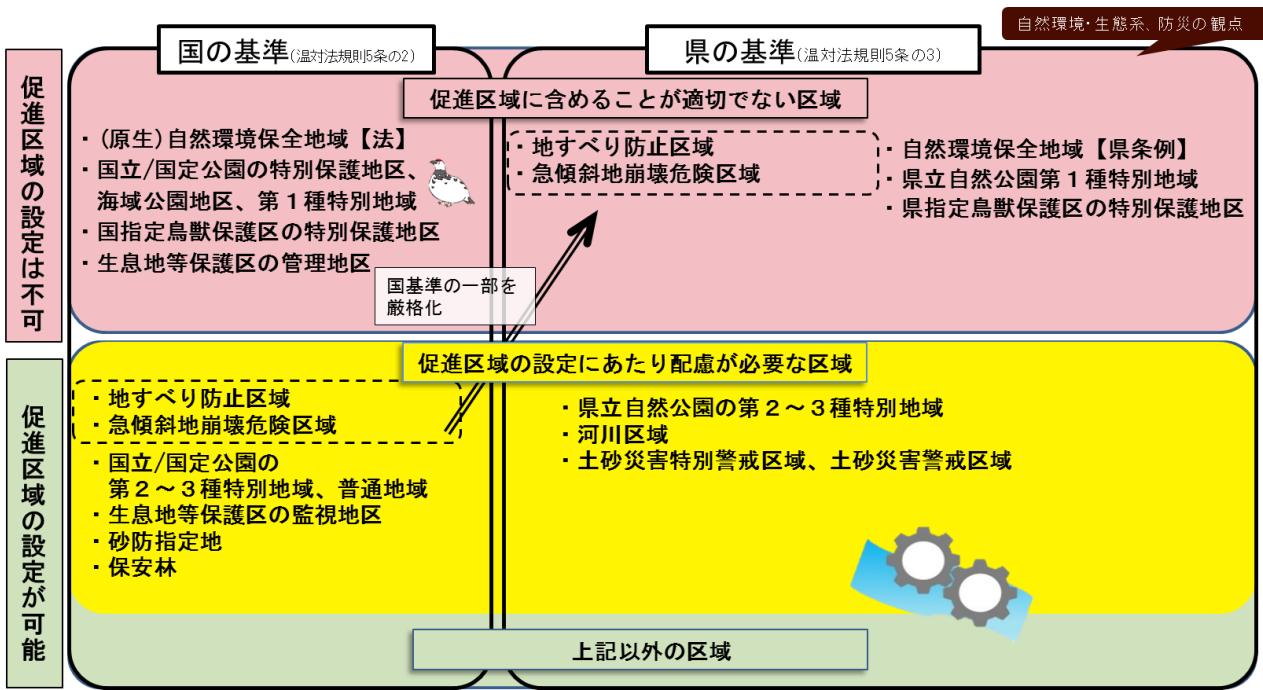
促進区域に含めることができない区域

促進区域の設定にあたり配慮が必要な区域



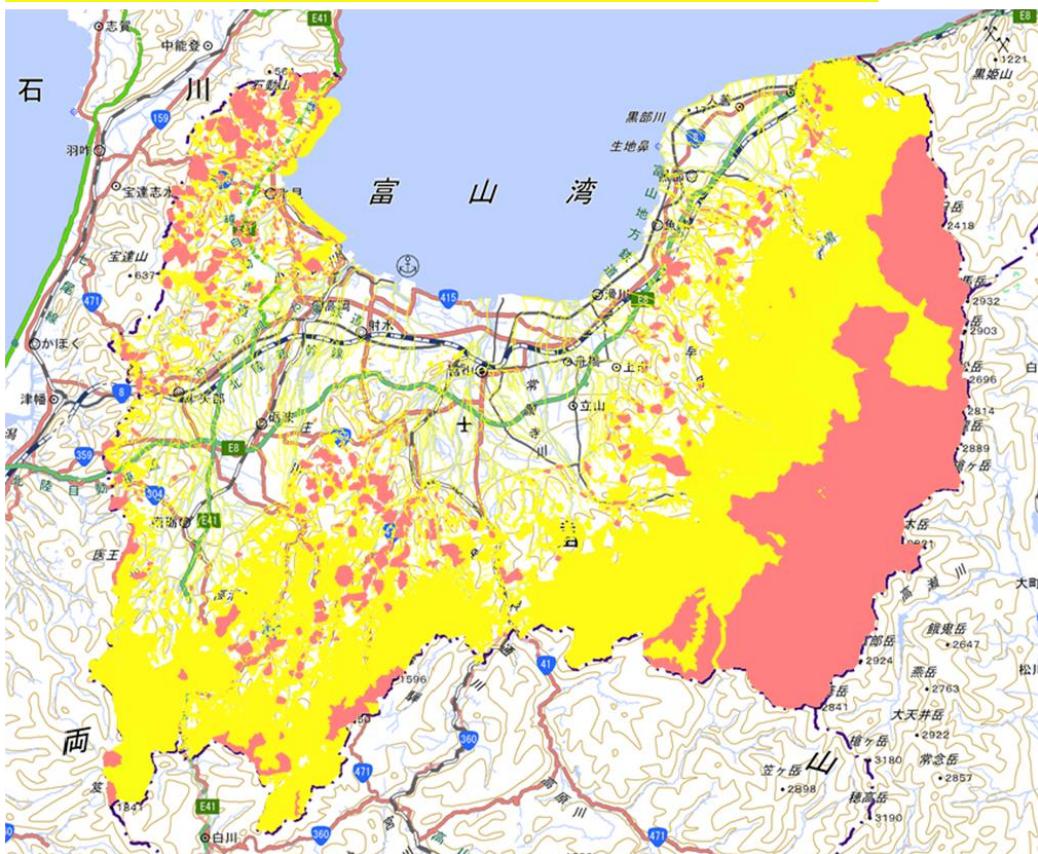
出典：地理院タイルに、国土交通省国土数値情報及び富山県オープンデータを使用して作成した区域を追記

2 中小水力発電施設



促進区域に含めることが適切でない区域

促進区域の設定にあたり配慮が必要な区域



出典：地理院タイルに、国土交通省国土数値情報及び富山県オープンデータを使用して作成した区域を追記